

事業主様

大阪府電設工業健康保険組合

資格確認書の送付について

日頃より健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年7月にご案内しましたとおり、令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が使用できなくなり、医療機関等はマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナナンバーカード）にて受診することになります。これよりマイナ保険証へ移行されていない方等については、資格確認書を利用して受診することになりますので、従来の健康保険証をお持ちの方で、下記の【交付の対象となる方】に資格確認書を職権交付いたします。

事業所ご担当者様には、大変お手数をおかけしますが、被保険者の皆さまへの配付を何卒よろしくお願いいたします。

記

【交付の対象となる方】

①マイナナンバーカードを取得していない方、マイナナンバーカードを返納した方
②マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除申請をした方、利用登録を解除した方
③マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
④海外在住等によるマイナナンバー未登録者

- 資格確認書は、今回一括で職権交付したものを含め、既に交付しているものも有効期限を令和8年11月30日としています。有効期限前までにマイナ保険証の利用登録をされていない方等については、再度職権交付をする予定となっておりますので、マイナ保険証利用登録の周知を引き続きよろしくお願いいたします。

※マイナ保険証のメリット等についてのリーフレットを添付いたしますのでご覧ください。
また、今回のお知らせ及びリーフレットを当組合ホームページの『お知らせ』に掲載しておりますのでご活用ください。

- 令和7年12月2日以降は、現在お持ちの健康保険証の回収はいたしません。各自で廃棄していただくことになりますが、個人情報に記載されていますので、廃棄方法にはくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

ただし、令和7年12月1日までに資格喪失等した場合は返納してください。

※マイナ保険証の利用登録をされていない方で、「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「特定疾病受療証」をお持ちの方は、引き続き必要となりますので廃棄しないようお願いいたします。

今回の一括での職権交付の対象については、令和7年10月9日現在のデータに基づき作成しております。すでに資格喪失や被扶養者の抹消をした方、資格確認書を交付済で今回重複して交付されている方等の資格確認書がございましたら、大変お手数ですがご返却いただきますようお願いいたします。

以上について、ご不明な点がございましたら 当組合 業務課 までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL：06-6385-2851